

Title	地方財政の研究
Sub Title	
Author	星野, 勉三
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.2 (1910. 8) ,p.173(43)- 181(51)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0043</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上述する所は單に救貧法調査委員會が失業問題に就て開陳したる意見を抄出したるに止まると雖も、然も之に依て明白なるが如く、今回の委員會殊に少數委員は單に救貧法に於ける局部的改正を以て満足せず、更に着眼點を大にし、救貧法に於ける受救者の依て生ずる原因を根本的に刈除するに勉めたるの跡は頗る明瞭なりとす可し。現に少數委員は此點に於て最も大膽に所信を告白し、種々の豫防的計畫に依て、失業の爲めに困難する者の數を減ずるを得んか、社會は救貧法の如き包括的手段に依らず、個人的に特殊の場合に於て、救濟の手段を施し、之を生産的職業に復せしむるを得べしと云へり。果して此所説の如くなれば、多年來の歴史を有する英國救貧法の打破せらるゝと同時に、近年其緒に就ける英國の社會政策、社會的行政に一大進歩を來さずんば已まざる可し。千八百三十四年の救貧法調査委員會報告が救貧法の根本原則を確立するに與て力あるが如く、千九百九年の報告は社會政策の局面展開に著大の効果を齎すものと云ふ可し。余が失業問題に對する救貧法の關係を捉へて、問題の一部面を論じたる所以なり。(完)

## 地方財政の研究

星野 勉 三

近來我地方自治問題を熱心に論ずる者の我國に多きは頗る注目し價す可き現象にして、之れ地方自治體の政策は國家の夫れと異りて事小なりと雖も、直接に各人に利害關係を有すると、且つ近來自治體の活動の區域益々増加せるとにより遂に此の如き現象を呈したるものなれども、此問題たるや常に行政の方面よりのみならず又財政の方面より頗る興味あるものなり。然るに之を論ずる者多くは自己の經驗によりて云々するのみにして未だ充分に學理の應用を試みず、財政學者も亦花々しく中央政府の財政問題のみを研究して此方面を等閑に付し之を行政の實際家に委して顧みざるは我輩の頗る遺憾とする所なり。然れども實驗は學問に先んずとの金言を思へば學者の研究が實際家の議論の後に起るものなることは又已むを得ざる所なりとは云へ、我國の地方財政問題に關しては余輩は最早學者が大に研究の結果を發表す可き時期の到來せる事を信するものなり。

夫れ歴史は繰返すとは常に人々の口にする所にして、地方團體の活動の如きも亦常に近世の現象のみにあらずして、往古に於て尙甚だしかりしなり、されば我封建時代に於て大小名が各地に割據するに當たりては、茲に藩と藩との對抗を生せるが故に何藩士なる觀念は深く各人の腦裏に刻まれ、日本人なる觀念は元寇の防禦又は朝鮮征伐等の如き對外問題の起るにあらざるば敢て之を感ずるの要なく、而して此藩なる地方團體は大なる活動をなし、特に戰國の時代に當りては又一小獨立國の觀を呈するに至れるなり。然るに此の如き現象は又中古の西洋に於ても存せる所にして、自由都市の隆盛の如きは地方團體が國家の事を行へる極端なる一例として見る可きなり。然るに強大なる專制君主國の起ると共に中央集權の事行はれて地方團體の職務は頗る制限せられ、我國に於ても維新の革新と共に藩の事業を減じ之を以て中央政府の命を待ちて機械的に運動するものとなせり。然れども此の如きは智能の中央政府に集まれる金商主義の時代に於ては兎も角も、苟も人智發達して自治の能力を有するに於ては或程度迄之に自由なる活動を許すは唯に望まじきのみならず又必要なる事に屬するなり。之れ地方的施設の如

きは其地方の狀況を詳知する者にあらずんば之を適當に行ふこと能はず、又行政の方面は扱て攔きて、財政の方面より云ふときは支出をなすに當たりて之を地方團體に行はしむるに於ては、其地方の狀況に應じて最も經濟的に之をなすことを得可く、又此支出が住民に幾何の利益を與へたるや等の事も比較的容易に決定し得可く、隨て費用を負擔せしむるに當たりても之を其享けたる利益に應じて公平に分配し得可きなり。其外地方團體の事業は直接其地方人に利益を與ふるが故に財産又は勞務等を喜んで寄附する者を生じ、或は各種の獻金をなし、或は無給の名譽職に服する者等出で以て其收支を頗る經濟的に行ひ得るの便あり。

此の如く地方團體をして相當の活動をなさしむるは誠に希望す可きことなれども、近來只に我國のみならず文明諸國に於ては、皆等しく地方團體職務の激増なる現象を呈するに至れり。而して其原因たるや種々ある可く、之れ或は中央政府が其支出の増加を避けんとして故らに其職務の一部務を地方團體に移したることもある可し。尤も此の如き便法は頗る不當にして、之によりて地方の負擔を増加し以て此種團體將來の活動力を減ずるの恐れあり。又或は中央集權の反動として近

來地方分權の風を生じ、以て眞目面なる目的を以て國家事業の或るものを地方へ移したることもある可し。然れども其最大原因と見做す可きものは、文化の進歩生産力の増加と共に人々の欲望は質に於て量に於て増加し到底個人之力を以て之を満足すること能はず、隨て團體の助力を待たざる可からざるに至れること之なり、而して此種の著しき例は之を都會に於て見ることを得可し。夫れ都會は人民の密集せると其生活の程度高きとにより種々の設備を要するに至れり、即ち密集より生ずる弊を避けんが爲めに消防の設備をなし、又上水下水の如き衛生上の設備をもなさざる可からず、又生活程度高くして且つ趣味の上進せるの結果は便利なる交通機關を要求し、或は美的の設備即ち美麗なる公園又は劇場音樂堂等を要求す可く、此種の主觀的慾望は實に愉快てお程度を越へて時として贅澤に近づき以て切りに地方團體の職務を増加しつゝあるなり。

此の如く自治體の職務の激増せる爲めに當然其支出の増加を來たし、之れを支辨せんとせば勢ひ各人の負擔を増加せざる可からざるが故に、人々忽ち苦痛を感じて切りに地方税又は地方債權に付て云々するに至れり。而して此の如き地方團

體の収入は國家の収入と多少其性質を異にし、隨て之れが特別なる研究は頗る興味あることに屬するなり、例へば地方團體が國家より受くる補助金の如きは之れ前者が國家なるものを其上に頂くより生ずる現象にして、若し地方團體が大工事を起す場合に其費用を全部負擔すること能はざるに當り、此工事にして其地方のみならず又全國を益するに於ては、國庫より補助金を與へ以て全國をして其一部を分擔せしむるは頗る公平なる處置なる可し。而して此の如きは一般財政學の論せざる所にして、地方財政に特別なる頗る興味ある問題なり。其他地方團體には私經濟的収入も之あり、其著しきものは山林なり、之れ封建時代より依然引續き來たれるものにして、町村收入中特に重大なるものなり。又都市の如きは各種の事業を市有となし、之より生ずる私經濟的収入を以て其増加せる支出を支辨せんとしつゝあるは茲に喩々するを要せざるなり。

然れども私經濟的収入又は手数料の類は、到底近來激増せる支出と併行して増加することを得ざるが故に、遂に租税に訴へて此缺陷を補はざる可からず。而して此地方税なるものは地方財政論中最も早く學者研究の題目となりたるものにし

て既に主農學派の如きは土地單税を主張するより消費税特に入市税の如き地方税を排斥するの説をなせり。又マンチエスター學派の如きは一般に租税反對の態度を探り、地方税の如きは人々の受けたる利益の報酬として支拂ふ可きものにして給附、反對給附の主義に依る可しと主張せしかば、此原則を適用し得るものは數種の収益税に限られ、以て大に租税賦課の範圍を狭からしめたり。然れども此主義を固守するに於ては、租税収入は頗る少なく、以て現今の需要に應ずること能はざるが故に、課税の主義も漸々變じて給附能力主義之に代はり、今日に於ては益々其應用の範圍の廣められつゝあるは、又當然の形勢なりと云ふ可し。又地方税収入増加の一策として國税の一部を地方に移す等は歐洲の各國に於て近來屢々行はれたる所なり。此外地方税には國税に見る可からざる特殊の問題あり、即ち附加税は地方にのみ之あるものにして、國税の一定割を地方税として徴收するなり、之れ専ら歐洲の大陸に行はるゝ簡便なる方法にして、此の如くんば地方團體は國家が査定したる課税額を標準として直ちに課税し得るが故に、徴税費を要すること頗る少なきの便ありと雖も其應用の範圍には自から制限あるなり。而して又此外に獨

立なる地方税あり、之れ英國に行はるゝ所にして其之れに適するものは収益税なり、即ち人々の収益の多寡の如きは、地方團體の施設によりて大なる影響を受く、且つ収益額の査定の様は其地方の事情に精通する者を待ちてよく之を行ひ得ればなり。又此外村税、自轉車税、其他各種の些細なる租税も、屢々獨立地方税として採用せらるゝ所なり。扱て地方税中に獨立地方税と附加税との二者ありとして其孰れを探る可きや、又此兩者に依るとせば其割合は如何にす可きや、又其税率を定むるに當たりては之を團體の隨意となす可きや、或は中央政府の認可を要するものとなす可きや等は國家財政論に見る可からざる頗る興味ある問題なり。

地方團體が何等かの手段によりて其収入を増加せんと腐心しつゝあるは、前既に之を述べたれども、さりとて大工事を起さずが如き際に於ては到底手数料租税又は基金等を以て之を支辨し得可きものにあらず。然らば土地の如き財産を賣却せば如何と云ふに、此の如き物は將來利益を生ずるものなるが故に之れを賣却するは、即ち工事より生ずる將來の利益を得んとして土地より生ずる將來の利益を放抛する矛盾の政策なりと云はざる可からず、故に此弊を避けんとせば、勢ひ公債

50 に依らざる可からず、而して地方債に關しては國債に付て起こらざる問題の生ずるものにして、例へば地方團體は上に中央政府を戴くの結果として募債の目的及び其償還計畫を上級官廳に提出して其認可を経るを常とす。之れ地方團體も國家の如く永久に存續す可き筈のものなれども必ずしも其隆盛を維持し得可きものにあらず、故に將來債務の不履行を來たさざらんが爲めに最高官廳たる中央政府より監督を受くるの要あり。而して中央政府の干渉は只に之に止まらず亦種々の方法に依りて地方債の募集を容易且つ有利ならしむるに勉むることあり。即ち或は私の金融機關に特典を與へて此種の公債に應募せしむることあり、例へば佛國の *Credit Foncier* は地方債を應募すれば其額丈け別に債券を發行するの特權を有するが如し。又或は國家自から此の目的に使用す可き金融機關を設くることあり、例へば白耳義の *Credit communal* の如し。又或は中央政府内に特に一局を設けて地方團體に融通を計ることあり、例へば英の *Public works loan commissioners* の如し。而して中央政府は只に中央に掲げたる方法に依りてのみならず、又種々の手段に訴へて慈母的干渉を行ふものなり。

斯の如く觀じ來たれば、地方財政は國家の財政と全然其性質を同ふするものにあらず、上級官廳を戴くの結果として種々の特色を生ずるが故に、之れが特別なる研究は最も推薦す可きことなり、殊に又現今其收入増加の必要に迫まられて、益々大なる負擔を人々の頭上に加へんとするに當たりては、只に之を實驗にのみ委するをなさず、苟くも國家科學の研究に任ずる者は、之に學理的根據を有する説明を與へ、以て其適切なる政策の案出に資す可きものなり。